

令和 8 年陸別町議会 9 月定例会会議録（第 1 号）						
招 集 の 場 所	陸 別 町 役 場 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和 8 年 9 月 8 日 午前10時00分		議 長	久 保 広 幸	
	散会	令和 8 年 9 月 8 日 午前11時43分		議 長	久 保 広 幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
出席 7 人 欠席 0 人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す	1	濱 田 正 志	○			
	2	三 輪 隼 平	○			
	3	渡 辺 三 義	○			
	4	工 藤 哲 男	○			
	5	中 村 佳 代 子	○			
	6	谷 郁 司	○			
	8	久 保 広 幸	○			
会議録署名議員	渡 辺 三 義		工 藤 哲 男			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請 川 義 浩			主査 竹 島 美 登 里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本 田 学	教 育 長		有 田 勝 彦	
	監 査 委 員	村 本 和 弘	農 業 委 員 会 長		佐 藤 直 人	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今 村 保 広	会 計 管 理 者		庄 野 勝 政	
	総 務 課 長	丹 崎 秀 幸	町 民 課 長		本 間 希	
	産 業 振 興 課 長	菅 原 靖 志	建 設 課 長		山 崎 誠	
	保健福祉センター次長	清 水 遊	国保児童診療所事務長		（ 清 水 遊 ）	
	総 務 課 参 事	瀧 澤 徹	総 務 課 主 幹		工 藤 康 孝	
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	瀧 澤 勇 二				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	遠 藤 克 博				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第46号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第47号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第48号	教育委員会委員の任命について
6	議案第49号	陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例
7	議案第50号	令和8年度陸別町一般会計補正予算（第4号）
8	議案第51号	令和8年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
9	議案第52号	令和8年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
10	議案第53号	令和8年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開議 午前 10 時 00 分

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和 8 年陸別町議会 9 月定例会を開会します。

村田産業振興課主幹、前田保健福祉センター主幹、向井保健福祉センター主幹、清水建設課主幹、大鳥居教育委員会主幹より欠席する旨、庄野会計管理者より、午後より退席する旨、報告がありました。

私の発言で訂正させていただきます。

ただいまの欠席者の名前の中で、清水主幹と申し上げたのは、水間主幹の誤りでしたので訂正させていただきます。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、議会広報等に使用するため、教育委員会職員、学校教職員、議会事務局職員、町報広報職員、十勝毎日新聞社による写真撮影を議会傍聴規則第 8 条の規定に基づき、許可しておりますので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 6月2日、6月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面ほか口頭で6件御報告申し上げます。

1点目は、国民健康保険税の賦課誤りについてであります。

国民健康保険税のシステムを令和2年度に旧システムから現システムに移行した際、世帯内で後期高齢者医療保険へ移行した旧国保被保険者が死亡、転出などした際に、軽減判定から除外する機能が、従来の自動処理から手動処理に変更となっていたことを把握できていなかったため、正確な軽減判定ができておらず、賦課誤りが判明しました。令和8年度の賦課作業中に職員が誤りに気づいたものであります。

町民の皆様、対象者の皆様に多大な御迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

対象及び件数は、令和3年度から令和7年度の5年間で、過少賦課世帯、1世帯1件、合計2万7,900円、過大賦課世帯、4世帯8件、合計30万3,100円であります。対象世帯の方には、担当職員が訪問して説明の上、過大賦課の世帯には速やかに還付を実施し、過少賦課の方には、9月末での納税をお願いしたところであります。

本来、あってはならない誤りであり、深く反省するとともに、今後については、このような誤りが発生しないよう再発防止に努めてまいります。

2点目は、陸別地区簡易水道の漏水事故であります。

7月4日20時頃から総水量の異常値が表示されました。早急に原因調査、現地確認調査を実施したところ、陸別浄水場から市街地の陸別配水池まで送水する管路において多量の漏水が判明しました。調査の結果、送配水管路にある西トマムの第1号減圧水槽室内の流入弁の故障により、流量の制御が不能となり、オーバーフロー管から施設外へ捨て水となっていることを確認しました。

町では、最重要管路に係る漏水等であり、緊急かつ非常に重大な事案と判断し、流入弁の手配及び交換設置作業を実施し、7月11日までに復旧完了しております。関連する予算につきましては、専決処分にて報告させていただきます。

3点目は、7月12日、町内で最大1時間雨量が71.0ミリに達した大雨によるレベル4土砂災害危険警報が14時42分に発令されました。町では、管理職を中心に関係職員を招集し、14時46分には避難所を開設し、愛の鐘による一斉周知を実施しました。

15時21分に、市街地及びトラリ、薫別、恩根内地区に緊急通報メールを出し、該当地域の方には戸別訪問、電話連絡等でも対応したところであります。6名の方が避難されましたが、全員体調等に問題はありませんでした。18時7分に、レベル2土砂災害注意報に移行されたことにより、18時40分に避難所を閉鎖しました。

被害状況としては、人的被害、農業被害はともになく、町道、林道、農道等について

は、軽微な補修箇所がありました。また、公共施設については、銀河の森天文台が落雷の影響によるドーム駆動制御基盤などの電気系の故障があり、関連する予算を補正計上しております。

4点目は、猛暑時の高齢者への安否確認であります。

7月22日から24日にかけて、陸別消防署員により、独居高齢者世帯へ安否確認及び陸別百恋水を1箱ずつ配布させていただきました。対象世帯は58世帯であり、体調不良を訴えた者はおりませんでした。今後も引き続き関係機関と連携しながら、町民の安全・安心を守っていききたいと思います。

5点目は、8月25日に開催した陸別小学校敷地内に整備したスリー・オン・スリーバスケットコートの完成セレモニーであります。

株式会社そらと株式会社レバンガ北海道は、地域共創に向けた連携して進める十勝全市町村でのバスケットコート整備プロジェクトによるもので、管内3番目の整備となります。当日は、レバンガ北海道の折茂社長をはじめ、小学校児童、中学校生徒の代表によるファーストシュートの後、それぞれの体育館でスポーツ交流を実施しました。今後は、誰でも、いつでも利用可能な施設となりますので、多くの町民に活用されることを期待します。

6点目は、令和8年8月31日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別事業所による農作物生育状況について報告いたします。

本年の気象経過につきましては、6月以降8月までの3か月間の間、平均気温、最高気温ともに平年を上回る状況です。降水量は、7月に記録的な大雨があったものの、3か月平均では平年を若干上回っており、日照時間については、平年を2割ほど上回る状況となっております。

牧草につきましては、高温による障害も少なく、順調に生育しております。2番牧草の収穫始めは平年並みの8月17日となっており、収量についても平年を上回る見込みとなっております。

飼料用トウモロコシにつきましては、本年の生育期間における積算気温は過去3年と比較すると低いものの、平年並みかそれ以上の収量を期待できます。収穫時期につきましては若干遅くなる見込みです。

てん菜につきましては、定期的な褐斑病やヨトウムシの防除を実施しており、現時点においては病害虫の被害は確認されておりません。生育については、抜き取り検査の結果、平年並みの根の重量となっており、収量についても平年並みが期待できる見込みであります。

なお、お手元にお配りしております事業業務工事等発注一覧表につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長、登壇願います。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 6月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

教育関係の事業等につきましては、書面のとおりであります、そのうち1件について御報告をいたします。

各種行事関係であります、書面に記載があります8月17日から27日にかけて、第3回くべつスポーツ交流ウィークとして、モルック大会、バドミントン大会、ボッチャ大会、パークゴルフ大会、ソフトボール大会の5種目を開催いたしました。

各種目に小学生以上の町民が158人が参加していただきました。来年度につきましても、今回の開催状況を踏まえ、より多くの町民が参加していただけるよう、種目等の内容の充実に努めて、今後も円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣言

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番渡辺議員、4番工藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、9月4日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○議会運営委員長（三輪隼平君）〔登壇〕 令和8年陸別町議会9月定例会の運営について、9月4日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、専決処分の承認２件、人事案件１件、条例の一部改正１件、補正予算４会計、決算認定７会計の合わせて１５件であります。

次に、議会関係では、一般質問４名、意見書案２件、委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から９月１７日までの１０日間とし、９月１０日から１４日までの５日間は、休会にすることに決定いたしました。

なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議が開催されることもあり得ますので、御理解願います。

また、９月１７日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定しました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

議案第４６号から議案第４７号までの専決処分の承認２件、議案第５０号から議案第５３号までの令和８年度各会計補正予算４件、議案第５４号から議案第６０号までの令和７年度各会計決算認定７件は、従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、各議案及び各会計ごとに行うことといたしました。

なお、令和７年度各会計決算認定につきましては、会期前半の９月９日に提案理由の説明までを行った後、休会を挟み、質疑、討論、採決は９月１５日に行うことにしております。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告いたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から９月１７日までの１０日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から９月１７日までの１０日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

次に、お諮りします。

週休日及び諸般の事情のため、9月10日から9月14日までの5日間は、特別の事情が生じない限り、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から9月14日までの間は、休会とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第46号専決処分の承認を求めることについて

◎日程第4 議案第47号専決処分の承認を求めることについて

○議長(久保広幸君) 日程第3 議案第46号専決処分の承認を求めることについてから日程第4 議案第47号専決処分の承認を求めることについてまで、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第46号専決処分の承認を求めることについてであります。陸別地区簡易水道施設の一部が故障したことに伴い、予算を補正する必要が生じたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をしたところであります。

続いて、議案第47号専決処分の承認を求めることについてであります。議案第46号と同様に、陸別地区簡易水道施設の一部が故障したことに伴い、予算を補正する必要が生じたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をしたところであります。

以上、議案第46号から47号につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 今村副町長。

○副町長(今村保広君) それでは、議案第46号の専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

3ページをお開きください。

令和8年度陸別町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ571万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,562万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、7ページ、歳出の事項別明細書から説明します。

7 ページでございます。

2 の歳出。

4 款衛生費 3 項 2 目水道費 2 7 節繰出金、簡易水道事業会計繰出金 5 7 1 万円。こちらは、町長の行政報告でさせていただきましたが、7 月 4 日に西トマム地区にある総配水管路第 1 号減圧室水槽内の流入弁の突然の故障により、大量の捨て水が発生したため、緊急で流入弁を交換する必要がある、7 月 1 1 日に交換を完了したものでございます。必要額を簡易水道事業会計へ繰出しをするものであります。

続いて、歳入に移ります。6 ページをお開きください。

1 0 款地方交付税 1 項 1 目 1 節地方交付税、普通地方交付税 5 7 1 万円。今回の歳出額の計上であります。

以上で、議案第 4 6 号の説明を終わり、続いて、議案第 4 7 号の専決処分の承認を求めることについて説明いたします。1 0 ページをお開きください。

総則。

第 1 条、令和 8 年度陸別町簡易水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第 2 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第 1 款資本的収入第 2 項他会計補助金、補正額 5 7 1 万円、補正後の額 3, 4 1 2 万 5, 0 0 0。補正後の第 1 款の収入合計が 8, 8 7 9 万 5, 0 0 0 円でございます。

支出。

第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費、補正額 5 7 1 万円、補正後の額 6, 0 4 4 万 6, 0 0 0 円。補正後の 1 款、支出合計 1 億 1, 4 8 0 万 6, 0 0 0 円。

他会計からの補助金。

第 3 条、予算第 9 条に定めた「簡易水道事業運営のための一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 7, 6 7 8 万円である。」を「簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 8, 2 4 9 万円である。」に改める。

補正予算の明細書で説明しますので、1 4 ページを御覧ください。

1 4 ページでございます。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入 2 項他会計補助金 1 目他会計補助金 5 7 1 万円。今回の水道施設故障に当たり、必要額を一般会計から繰入れするものでございます。

支出。

1 款資本的支出 1 項 1 目建設改良費、委託料 5 7 1 万円。水道施設故障に係る管路等の改修費でございます。

11ページから13ページは、補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書などとなりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、議案第46号から第47号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第46号専決処分の承認を求めることについて、令和8年度陸別町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。事項別明細書は6ページから7ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

6番、谷議員。

○6番（谷 郁司君） 突然なる水道の事故というか、漏水ということなのですか、いろいろな結果が出たのですけれども、どういう原因なのか、二、三点お聞きしたいと思います。

これは、流入だから、原水が処理場に入るものなのか、処理したものが出ていったのか、その辺をもう一度説明願います。

そして、実際に出た数量、原水であれば量が分からないと思うのですけれども、処理したものであれば、どれぐらいのものが漏水したのか、その辺と。

それから、今言ったように原因、先回も議会で問題になっていました管路の老朽化とか耐用年数とか、そういうものがあると思うのですけれども、そういうものが結果的にこうなったのか、そうではないのか説明願います。

それから、これをやるために、多分断水はなかったような気がしますけれども、どれぐらいの日数で、今の説明では1日か2日なのか、それで回復したと理解していいのか、その3点について説明願います。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） 私どもから概要について再度説明させていただきます。

今回の事案におきましては、7月4日に発生いたしました、陸別の浄水場から陸別の配水池の最重要総配水管路でございます。日総水量が平均で850立方メートルに対しまして、7月5日は1,584立方メートルへと急増したところでございます。通常のプラス約730立方メートル多い状況でございました。

当初は、管路の漏水を疑って流量確認調査をしたところではありますが、変化がございませんでした。西トマムの1号減圧室において中を確認すると、減圧式の流入弁については、流出量に応じて流入を制御して、常に一定の水位を保つものでありますが、それが故障していたところで、流入の制御が不能となって水がオーバーフロー管を越流して捨て水状態となったところでございます。

この影響によって、浄水生産量が施設能力の140%に達する過負荷稼働となって、給

水安定に重大なリスクを及ぼす緊密な状態でありました。

原因につきましては、設置後３３年を経過して、経年劣化が主たる原因ではないかと推定しているところでございます。

故障した同型弁は、受注生産で２か月かかるということでしたので、住民生活の影響を防ぐ迅速な代替措置として、数日で調達可能な水槽内に設置するフロート式の流入弁へと取替えを７月１１日、その日の午前中からやって夕方には完了しております。水槽内でやる作業なので、ダイバーが来て、中で作業をして流入弁を取り付けたということになります。１１日その日に終わっていますので、現在は、無事に完了して、施設も正常稼働に戻っているところでございます。

これに伴う必要経費について、補正予算として専決処分を行ったものでございます。

よって、断水等はしておりません。

以上です。

○議長（久保広幸君）　６番、谷議員。

○６番（谷　郁司君）　今の説明で、住民生活に直接、断水という形で供給できなかったことがなかったことが非常に幸いだったと思います。

問題は、今、管の設置から３３年ということだけれども、先回も質問したのですけれども、一応水道については、４０年という管路の取替えというのがあると思うのですけれども、７年ぐらい早くこういう状態が起こったということについては、今後、耐用年数が過ぎたものもまだあるので、十分精査して、前回の質問のときにもあったように、スマートメーターで、そういうものが即刻連絡が来るので、機敏に対応したいと答弁しておりましたので、今回このような事故に対応できたのかなと私は思います。

そういった面で、前段で申し上げましたように、水は命のもとですので、断水等について長期間そういうものがないように、今後十分対応してもらいたいと思いますので、あとの質問はないのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（久保広幸君）　本田町長。

○町長（本田　学君）　今回の突然の事故でございますが、幸いにも断水しないで、町内の供給をストップしないで無事に完了することができましたので、議員のおっしゃるとおり、今後とも施設の老朽化等も延々と続きますが、様々なことに目を光らせて、安全・安心を守っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保広幸君）　ほかに質疑はありませんか。

５番、中村議員。

○５番（中村佳代子湖君）　それでは、追加で同じ質問をしたいのですけれども、先ほど受注生産で２か月ほどかかると言っていましたけれども、今回はあくまでも一時的な補修であって、２か月後にはまた、受注された新しいものと交換をするのか。

あと、ほかの弁については、点検作業は今後する予定なのか、お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） まず、受注生産の2か月というのは、既設のものと同型の弁を取り替えると受注生産ということで2か月という意味合いでございます。

ほかの弁についての点検作業については、同型のものがもう1か所ございますので、そちらについては、新年度に予算計上していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第46号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

これから、議案第47号専決処分の承認を求めることについて、令和8年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、総則から第2条、資本的収入及び支出についての質疑を行います。

補正予算明細書は14ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第3条、他会計からの補助金について質疑を行います。

10ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第47号全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第４７号専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は原案のとおり承認されました。

◎日程第５ 議案第４８号教育委員会委員の任命について

○議長（久保広幸君） 日程第５ 議案第４８号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第４８号教育委員会委員の任命についてですが、現委員のうち１名が令和８年１１月１日をもって任期満了となります。

教育委員会委員につきましては、議会の同意をいただき、任命しようとするものであります。

現委員の佐久間則勝氏を引き続き任命したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別７８番地５。生年月日は昭和４２年１月２４日生まれの満５９歳であります。

任期は、令和８年１１月２日から令和１２年１１月１日までの４年間です。

佐久間氏は、國學院大學文学部を卒業後、帯広神社等に権禰宜として奉職し、現在は陸別神社の禰宜として務められております。現在は、本別地区保護区の保護司、釧路地区陸別町人権擁護委員としても御活躍されております。

佐久間氏は、人物、識見とも申し分がなく、人格も高潔であると考えております。

佐久間氏は、令和７年から教育委員会委員を務められ、現在１期目であります。ぜひ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第９９条の規定により、討論を省略し、これから、議案第４８号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第４８号は同意することに決定しました。

**◎日程第６ 議案第４９号陸別町ふるさと交流センター条例の
一部を改正する条例**

○議長（久保広幸君） 日程第６ 議案第４９号陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

あらかじめ申し上げます。この条例改正については、地方自治法第１１７条の規定の議員の除斥対象案件には該当しないことを申し添えます。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第４９号陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例についてですが、陸別町ふるさと交流センター宿泊研修施設における冬期間の暖房料について、燃料価格の変動に対応し、公平な受益者負担が可能な料金体系へ見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、議案第４９号陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

本改正につきましては、ふるさと交流センター条例第５条において定めております使用料等について改正するものでございます。

恐れ入りますが、お手元に配付しております資料ナンバー１とナンバー２を御覧ください。

まず、ナンバー１におきまして、本改正に至った背景・理由、改正内容等について記載しておりますので御覧いただければと思います。

続いて、ナンバー２は新旧対照表になっております。対照表の右側が現行、左側が改正案となっております。改正の対象となりますのは、別表第１－１及び２に記載のあります宿泊研修施設の暖房料に係る部分となります。

条例において、使用料等で定めております５００円の暖房料について削除するものでございます。

施行期日は、公布の日からとなっております。

以降、質問によりお答えしますので、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第49号陸別町ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第50号令和8年度陸別町一般会計補正予算
(第4号)

◎日程第 8 議案第51号令和8年度陸別町国民健康保険事業
勘定特別会計補正予算(第1号)

◎日程第 9 議案第52号令和8年度陸別町国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)

◎日程第10 議案第53号令和8年度陸別町介護保険事業勘定
特別会計補正予算(第1号)

○議長(久保広幸君) 日程第7 議案第50号令和8年度陸別町一般会計補正予算(第4号)から日程第10 議案第53号令和8年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)まで、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第50号令和8年度陸別町一般会計補正予算(第4号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,110万2,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,672万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第51号令和8年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ251万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,757万6,000円とするものであ

ります。

続きまして、議案第52号令和8年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ652万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,969万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第53号令和8年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,874万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,887万9,000円とするものであります。

以上、議案第50号から議案第53号まで、4件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第50号から議案53号まで一括で説明させていただきます。

初めに、今回の補正予算の各科目に係る職員の異動等に係る人件費、2節の給料から4節共済費までについては、簡略に説明させていただきますので、後ほど各会計ごとの給与費明細書を御覧いただきたいと思います。

それでは、議案書1ページを御覧ください。

議案第50号令和8年度陸別町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

歳出から説明しますので、9ページをお開きください。

歳出。

1款議会費1項1目議会費4節共済費、こちらは人件費となります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料から10ページの4節共済費までは人件費でございます。

5目財産管理費12節委託料、施設設備修繕60万7,000円。こちらは貸付住宅1戸のボイラー交換でございます。その次、発電機容量等追加調査22万6,000円。現在、庁舎内で非常用電源については、必要最低限の電力使用を想定し、運用しておりますが、当初と比較しまして、LEDの照明や新型エレベーター、省エネエアコンの導入など、状況が大きく変化しているため、改めて早急に発電機の容量調査をするものであります。

す。これを実施することによりまして、避難所タウンホールでございますが、そこでの空調やエレベーターの利用などが検討することができます。

14節工事請負費、福祉館改修311万1,000円。資料ナンバー3番目でございます。若葉生きがい交流館の地下に水が滞留し、木部の腐食等により広範囲に床などが破損しているため、改修をするものでございます。

24節積立金976万8,000円。預入期間及び預金額の確定による基金利子、寄附金などを積み立てます。財政調整期金が8万8,000円、利子分であります。減債基金マイナス31万3,000円、こちらも利子分です。預入期間と額の確定により、マイナスとなっております。ふるさと整備基金211万8,000円。企業版が2件で180万円。指定寄附2件、25万円、ふるさと納税5件、6万6,000円、利子が2,000円です。いきいき産業支援基金24万3,000円。こちらは、ふるさと納税4件、9万5,000円、利子が14万8,000円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金34万1,000円、ふるさと納税3件、2万8,000円、利子が31万3,000円。

11ページになります。町有林整備基金678万6,000円。ふるさと納税1件、1万円、利子が5,000円。分収林の素材売払いが677万1,000円。地域福祉基金2万7,000円、ふるさと納税3件分です。給食センター管理運営基金13万8,000円、ふるさと納税9件と指定寄附1件分です。スポーツ振興基金2万円、ふるさと納税2件分。地球温暖化対策基金32万円、ふるさと納税19件分です。

11目交流センター管理費12節委託料、宿泊施設管理、マイナス82万8,000円。議案第49号で議決いただきました条例の一部改正に伴い、暖房料の歳入歳出額を、宿泊研修施設オーロラハウスの分を減額するものでございます。

12目銀河の森管理費4節共済費、人件費です。10節修繕料557万8,000円。行政報告をさせていただきました天文台への落雷による電気設備故障による一連の修繕でございます。内訳でございますが、エレベーター238万8,000円、大型望遠鏡のドームの制御装置269万1,000円、その他の電気回路49万8,000円。同額を建物災害火災保険料を歳入で計上しております。

2項徴税費1目税務総務費2節給料から12ページ、4節共済費までは人件費であります。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費4節共済費は人件費であります。18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金53万円。国民年金の育児期間免除制度に係るシステム改修で、全額国庫補助対象となっております。

13ページ、4項選挙費1目選挙管理委員会費、3節、4節ともに人件費であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2節から14ページ、4節共済費まで人件費となります。10節需用費18万3,000円。からまつハウスの修繕料でございます。12節委託料、遺品整理11万8,000。からまつハウスで行旅死亡人等の扱いとなった案件が発生したため、居室の残置物処理の費用であります。22節国庫補助金等返

還金 278万7,000円。障害者自立支援給付費負担金などの精算であります。27節操出金 65万2,000円。介護保険事業勘定特別会計への操出金であります。

2目老人福祉費 10節需用費、消耗品費 7万3,000円。サービス継続支援事業補助金が確定したことにより、対象経費を計上したものでございます。修繕料 8万4,000円。公用車の故障による修繕であります。17節備品購入費、パルスオキシメーターほか 8万3,000円。こちらも消耗品と同様に補助対象事業となります。

15ページ、2項児童福祉費 1目児童福祉総務費 22節国庫補助金等返還金でありますが、133万2,000円。子どものための教育・保育給付費交付金などの精算です。

2目児童福祉施設費 4節共済費は人件費であります。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費 4節共済費は人件費です。

3目予防費 22節国庫補助金等返還金 1万1,000円。コロナ予防接種健康被害給付費負担金の精算です。

5目診療所費 27節操出金、マイナス 652万円。診療所会計への操出金となります。

16ページ、2項清掃費 2目塵芥処理費 18節一般廃棄物処理負担金 319万1,000円。5月に足寄町にある銀河クリーンセンターで、プラスチックの分別作業中にリチウム電池の混入による発火が生じ、機械等施設の焼損が発生したため、機械の更新及び再発防止対策費。また、関連する人件費、機械が納品されるまでの人件費でございます。こちらを3町で分担して負担するものであります。

6款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費 4節共済費、人件費であります。

2目農業総務費 3節及び4節は人件費であります。

3目農業振興費 18節負担金補助及び交付金、全国和牛能力共進会協力金 20万円。令和9年8月に十勝で開催される全国和牛能力共進会北海道大会への運営費であります。

17ページ、8目農畜産物加工研修センター管理費 4節共済費は人件費であります。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費 2節から4節は、いずれも人件費です。

18ページ、8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費 2節から4節は、いずれも人件費であります。

19ページ、4項住宅費 1目住宅管理費 10節需用費、修繕料 460万円。公営住宅等の入退去時の修繕費でございまして、件数の増加、長期入居者の退去による大型案件の発生。また、資材及び交換器材の高騰等により、不足の見込みでございますので補正をするものでございます。令和7年度の実績では1,981万2,000円の修繕料となっております。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費 2節及び3節、20ページ、4節は人件費でございます。

3項中学校費 1目学校管理費 12節委託料、施設整備 29万3,000円。中学校校舎正面の屋外大型時計の更新でございます。

5項保健体育費 3目学校給食費 4節共済費は人件費です。

21ページから25ページにかけては給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、歳出を終わりました、歳入に移ります。5ページをお開きください。

5ページでございます。10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税、マイナス2,450万9,000円。歳入歳出の調整となります。現時点で、令和8年度の留保額でございますが、1億8,968万1,000円でございます。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料4節ふるさと交流センター使用料、マイナス82万9,000円。オーロラハウスの暖房料分でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金、社会保障・税番号制度導入整備補助金52万9,000円。こちら歳出で計上しておりますシステム改修分でございます。

3目衛生費補助金1節保健衛生費補助金、地域診療情報連携推進費補助金44万5,000円。こちらは当初予算で計上済みのシステム改修費でございますが、今回補助対象となったため、計上するものでございます。

6ページ、15款道支出金2項道補助金2目民生費補助金1節社会福祉費補助金、サービス継続支援事業費補助金19万4,000円。こちらは補助率10分の10でございます。

16款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金、総額24万3,000円で、各基金の預金額、期間が確定したことによる補正であります。

7ページ、17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金、総額275万4,000円。内訳につきましては、歳出、24節積立金で説明させていただきましたので簡略にさせていただきます。1節総務費寄附金215万4,000円。2節民生費寄附金2万7,000円。3節衛生費寄附金32万円。4節農林水産業費寄附金9万5,000円。5節教育費寄附金15万8,000円。

18款繰入金2項基金繰入金3目1節ふるさと整備基金繰入金200万円。屋外バスケットコート設置事業への充当でございます、企業版ふるさと納税などが財源となります。

8ページ、20款諸収入4項3目8節雑入、過年度負担金返還金32万1,000円。こちらは障がい者医療費の負担金ほかで、国・北海道の分でございます。建物災害共済金557万7,000円。天文台関係の落雷による修繕です。立木等売却分収益677万1,000円。上陸別団地の国有林の分収林でございます、トドマツほかで約30ヘクタール、輪齢は40年でございます。介護給付費負担金等精算返還金810万6,000円。介護保険の清算金で、一般会計に戻す分であります。

21款町債1項町債1目1節総務債、庁内SBC環境構築事業950万円は、デジタル活用推進事業債となります。本事業は、サーバー上の利用環境を整えるための整備を共同取組する事業であります。当初予算で計上済みの事業でございますが、起債の対象となつ

たため、今回計上するものでございます。

以上で、歳入を終わりました、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正追加分。庁内SBC環境構築事業、限度額950万円。デジタル活用推進事業債、起債の方法等は表に記載のとおりであります。

以上で、議案第50号の一般会計の説明を終わりました、続いて、議案第51号を説明します。

議案書1ページを御覧ください。

令和8年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 歳入歳出予算補正」による。5ページ、歳出をお開きください。

5ページ、歳出でございます。

3款国民健康保険事業納付金。今回の補正は、第1項から第4項まで、いずれも北海道からの通知による納付金の補正です。

1項1目医療給付費分、マイナス264万6,000円。

2項1目後期高齢者支援金等分、マイナス5万9,000円。

3項1目介護納付金分8,000円。

6ページ、4項1目子ども・子育て支援分18万7,000円。

以上で、歳出を終わりました、4ページ、歳入となります。

1款1項1目国民健康保険税1節現年度分、マイナス251万円。賦課決定による補正でございます。

以上で、議案第51号の説明を終わりました、続いて、議案第52号を説明いたします。1ページを御覧ください。

令和8年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

5ページ、歳出をお開きください。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費2節給料から4節共済費までは、いずれも人件費の補正で、総額マイナス652万円です。

6ページから9ページにかけて、給与費明細書をつけてありますので、後ほど御覧ください。

続いて、4ページ、歳入に移ります。

5 款繰入金1項他会計繰入金 1 目 1 節一般会計繰入金、財政対策分、マイナス 6 5 2 万円。歳出額の調整となります。

以上で、議案第 5 2 号の説明を終わりました、続いて、議案第 5 3 号を説明します。

1 ページを御覧ください。

令和 8 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページ、歳出をお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 8 節、北海道自治体情報システム協議会 6 2 万 7, 0 0 0 円。介護保険システムの改修費であります。

2 款保険給付費は、4 項から 6 項まで、いずれも実績見込みによる補正となります。

4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費、マイナス 5 0 万円。

5 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費 9 4 万 5, 0 0 0 円。

7 ページ、6 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費、マイナス 4 4 万 5, 0 0 0 円。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防生活支援サービス事業費 2 目介護予防ケアマネジメント事業費 1 2 節委託料は、総合事業委託料で 1 9 万 6, 0 0 0 円で、ケアマネジメントの対象者の増による補正であります。

4 款 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金 2 4 節積立金 7 7 4 万 2, 0 0 0 円。歳入歳出の差引額を積み立てるものでございます。

続いて 8 ページ、5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目介護給付費負担金等返還金 2 2 節でございますが、国庫補助金等の返還金 5, 0 1 8 万 3, 0 0 0 円で、介護給付費の精算分でございます。内訳、千円単位でございますが、国が 2, 0 2 3 万 4, 0 0 0 円、道が 1, 8 2 8 万 8, 0 0 0 円、支払基金が 3 5 5 万 5, 0 0 0 円、町が 8 1 0 万 6, 0 0 0 円。町の分は歳入で見えております。

以上で、歳出を終わり、4 ページ、歳入となります。

2 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業 4 万 9, 0 0 0 円。

3 款道支出金 2 項道補助金 1 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業 2 万 4, 0 0 0 円。

4 款 1 項支払基金交付金 2 目地域支援事業支援交付金、地域支援事業支援交付金が 5 万 2, 0 0 0 円。

2 款から 4 款までの歳入は、いずれも歳出の地域支援事業の財源となっております。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 2 節事務費繰入金 6 2 万 8, 0 0 0 円。システム改修費分でございます。3 節地域支援事業繰入金 2 万 4, 0 0 0 円。こちらは地域支援事業の財源であります。

5 ページ、2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金 4 万 7, 0 0 0 円。こちらも地域支援事業分でございます。

7 款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 5, 7 9 2 万 4, 0 0 0 円。

以上で、議案第 5 0 号から議案第 5 3 号の説明を終わります。

追加でございますが、介護保険会計でございますが、議案書 3 ページを御覧いただきたいと思います。

先ほどまでの歳出の説明で、2 款の説明をさせていただきましたが、2 款については総額でゼロ円となります。歳入歳出の差引きでゼロ円となりますので、こちらの 3 ページの歳出の項目では表記されておりませんので説明させていただきます。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 午前 1 1 時 2 0 分まで休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 0 6 分

再開 午前 1 1 時 2 0 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第 5 0 号令和 8 年度陸別町一般会計補正予算（第 4 号）。

第 1 条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は 9 ページからを参照してください。

1 款議会費、9 ページから 2 款総務費、1 3 ページ中段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3 款民生費、1 3 ページ下段から 4 款衛生費、1 6 ページ上段まで、質疑はありませんか。

5 番、中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 1 6 ページの衛生費 2 目塵芥処理費の負担金 3 1 9 万 1, 0 0 0 円についてお伺いいたします。

先ほどの説明で、クリーンセンターの機械の火災によるものだということでしたけれども、今時点でも機械が稼働していないのか、いないのであれば、いつ機械が直るのか。あと、火災から今までどのような形で 3 町で分担して、人が分別しているののですけれども、人海戦術でやったと思うののですけれども、どのように対応していたのか、お伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） それでは、ただいまの御質問にお答えします。

3 点あったかと思いますが、1 点目の現在の機器の稼働状況ですが、今現在も故障中と

ということで、機械の発注から架設まで時間を要するというので、直るのが今年度中という見込みになっております。

それに伴いまして、どのように処理しているのかという点なのですが、従来でありますと、機械に入れて破砕処理というか、袋に入ったプラごみの袋を磁力で鉄が混入していないかを選別する機械に通すのですが、火災によりまして、そちらが故障しておりますので、今現在、人的作業で袋を一枚一枚破いて人の手で分別するという作業をしております。当初、3町の役場職員も出役いたしまして、陸別町からは私も含め職員が出ております。

説明は以上となります。

○議長（久保広幸君） 5番、中村議員。

○5番（中村佳代子君） 機械の修繕の件については理解いたしました。

ということは、職員が今現在も、12月、今年いっぱいぐらいはそちらに出向して、ごみの処理のお手伝いをしなければいけないという状況なのか、もう一度お伺いいたします。

それと、3町もそのように職員が出向いているのか、それについてもお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） 現在の人的作業の状況ですが、取りあえず処理場にたまっていましたごみ、3町の職員の協力の下、一旦なくなった状況です。それに伴いまして、今、足寄町で会計年度任用職員を雇用しまして、そちらの方々が今、作業を行っているという状況ですので、今のところ3町の職員が出るということは、一旦お休みとなっております。状況がまた変わりがちで、多くのごみが滞留するような事態になれば、そのときは改めて協議するというので、3町で話し合いを持っています。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番、中村議員。

○5番（中村佳代子君） そのように職員の方は日々の仕事もありながら、ごみの仕事もしてもらって本当にありがとうございます。

そして、私たち町民として、もっと分別に協力しなければいけない部分があるのでしたら、そこもお聞かせください。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） 私もごみの分別作業に携わりまして、改めて思ったところが何点か確かにありました。ただ、おおむねきれいに分別されていたという、中にもそうではないものが当然あったのですが、引き続き町民の皆様におかれましては、現状どおり分別を続けていただきまして、もし必要があれば私ども町民課からも分別について改めて周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ありませんか。

4 番、工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 私も一般廃棄物処理負担金の関係で質問したいと思います。

今回は火災が原因だということで、その経費については3町で分担したということでもありますけれども、今後、処理施設の突発的な事故というのは、これからも出る可能性がありますということで、今回のことについては費用の増加、町民の負担ということはないと思いますけれども、今後、処理価格が上昇となる可能性というのは、この事故等によってあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） 今後、突発的な事故等、修繕が起こった場合、処理価格の上昇があるかという御質問だと思います。突発的な修繕、足寄の施設も老朽化しておりますので、十分突発的な故障等はこれからも起こり得ると認識しております。それに伴って処理価格の上昇については、未確定でございますが、負担金で対応する形にして、町民の皆様には負担増ということは今想定しておりません。あくまでも町として負担金が増えるということは見込まれていると認識しております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番、工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 今の回答で、足寄の施設についても、今後、老朽化によって、今回は火災でありますけれども、突発的な修繕が立て続けに発生した場合、当初予算の枠を大きく超えることと思っております。

今回は、町民への直接的な手数料の転嫁というのは、現時点ではないとしても、これから広域連携に伴う負担の増大、これが結果的に、先ほど一般会計から負担金を出すということでもありますけれども、陸別町のほかの住民サービス、また、単独の事業の予算を圧迫するリスクについて考えたことがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） ただいまの御質問でございますが、今回、4 款の一般廃棄物処理負担金に関して、そこからの流れの御質問だと理解しておりますが、やはり突発的なものは、ごみだけに限らず様々な事故等が起き、水道、下水道もしかり、そのようなことがこれからも必ず生じます。そのたびに各住民に直接負担しないようにいろいろやっておりますが、かといってほかにしわ寄せが行くのかという議員の御質問でございますが、そこは、なるべく効率よく、しわ寄せが行かないようにしたいと考えておりますが、何分、トータルでの判断のため、非情に難しいところでございます。避けられるものは、事前にチェックなどをして、維持補修、メンテナンスをして、先ほどの水道施設等でございますが、なるべく大きくならないようにしなければならぬのですが、今言ったようにごみの問題は止めるわけにいかないのです、この施設があるということは、払わなければならない。それを誰が払うかという話になりますので、そこは、今回も町が負担金として、皆さ

んの税金から払わせていただきます。個人にはその分は賦課しませんが、ほかのサービスに影響はないのかというと、必ずしもないわけではございませんが、なるべくトータルで、ないように様々なことを検討して運営したいと思います。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、6款農林水産業費、16ページ下段から10款教育費、20ページまで、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。4ページを参照してください。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第50号令和8年度陸別町一般会計補正予算（第4号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第51号令和8年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

4番、工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 議案書4ページから5ページ、国民健康保険事業勘定特別会計の歳入歳出補正予算に関して伺いたいと思います。

歳入において、国民健康保険税の現年課税、医療分が152万1,000円の減額となっており、また一方、歳出では、国保事業費納付金が264万6,000円の減額となっております。

それで、2点ほど伺いたいと思いますけれども、歳入の国保税、医療分及び歳出の納付金がこれだけ多く減額補正された具体的な要因については、被保険者数の減少または町民の所得下振れなどが考えられます。減額の要因を伺いたいと思います。

2点目であります。歳出、納付金の減額幅に対しまして、歳入、国保税の減額幅のほうが少なくなっております。この差額112万5,000円の財政的な国・道支援金の減額や一般会計繰入金の減額など、財源調整の内訳はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の歳入、国保税現年課税、医療分と歳入、国保事業費納付金、それぞれ減額になっている要因であります。

まず、歳入、国保税の現年課税、医療分の減額の要因につきましては、議員御指摘のとおり、被保険者数が減少しております。それに伴いまして、所得割の賦課額も減少している状況になっております。令和7年度と比較いたしまして、20名ほど今回減少している状況であります。

次に、歳出、納付金の減額要因ですが、今回、当初予算におきまして、仮算定という形で予算を組んでおります。このたび北海道のほうで本算定が行われまして、北海道全体で2億円ほど納付金の額が減少しております。2億円減少になったことに伴いまして、当町におきましても納付金額が減少したという理由となっております。

続きまして、2点目になります。歳出の納付金の減額幅に対しまして、歳入の国保税の減額幅が少ないということで、この差額分の内訳ということであると思いませんか、議案書の4ページと5ページを比較いたしまして、国保税全体で減額幅が251万円となっております。

続きまして、歳出の3款1項医療給付費分から、次の2項後期高齢者支援金、続きまし

て、次の3項介護納付金、次の6ページの子ども・子育て支援分の増減を足すと、歳入の保険税の減額251万円と同額という予算組をしております。

したがいまして、国・道の支出金の減額が一般会計繰入金などの減額はないという予算組になっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番、工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 申し訳ございません。ちょっと間違っておりました。

いずれにしても、被保険者の減少が原因で今回の減額となったということでありまして、けれども、これは、当町の少子高齢化と過疎化による国民健康保険の担い手減少というのが原因だと。当初の予想を超えるスピードで進んでいるということは非常に深刻だと考えます。加入者が減り続けば、1人当たりの国保負担金、将来的にかなり多くなってくると思います。今回の減額補正で、今後の大幅な人口減少を見据えた陸別町の国民健康保険の持続可能という今後の税の率の見直しについて、町としてどのような危機感を持って対策を持っているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 国民健康保険の関係でございますが、議員御承知のとおり、陸別町の被保険者はやはり減っております。国民健康保険は、今、北海道で広域でやっております。小規模の自治体単独では運営できないということが以前から言われ、そして今、北海道統一で国民健康保険、北海道全体でやっていただいているところでございます。

したがいまして、今後についてですが、陸別町単独では、以前は運営できなく、その部分は町が持ち出さなければならないという状態でしたが、今は北海道、一律の基準に徐々になってきております。国保税、国保料の関係でございますが、そちらも令和12年度に全道で統一するという方向に向けて、各町、今現在は若干ばらばらでございますが、ちょっとずつそれに合せて今統一しております。

したがいまして、統一した全体の数量で、北海道全部で国民健康保険は運営できるということになっておりますので、例えば、先ほど言われました納付金などについても、陸別町分の算定については、陸別町でかかった医療費、集めた保険料だけでなく、広域でございまして、その辺の調整分も結構含まれております。したがいまして、全道一律になっているということでございまして、それに向けて陸別町も進んでいく次第でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 5 1 号令和 8 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 1 号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 5 2 号令和 8 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4 ページから 5 ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これが終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 5 2 号令和 8 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 2 号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 5 3 号令和 8 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4 ページから 8 ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 5 3 号令和 8 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 3 号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午前 1 1 時 4 3 分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員